

飯綱町事後審査型一般競争入札取扱要領（平成27年6月23日内規）

最終改正:令和2年7月17日内規第1号

改正内容:令和2年7月17日内規第1号〔令和2年7月17日〕

○飯綱町事後審査型一般競争入札取扱要領

平成27年6月23日内規

改正

令和2年7月17日内規第1号

飯綱町事後審査型一般競争入札取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、飯綱町が発注する建設工事において、一般競争入札を実施することについて、飯綱町財務規則（平成24年飯綱町規則第11号。以下「規則」という。）、飯綱町建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成17年飯綱町告示第53号）及び飯綱町建設工事等入札制度事務処理規程（平成17年飯綱町告示第54号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）

第2条 一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5,000万円以上のもののうちから、飯綱町入札等参加者選定委員会が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 事後審査型一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、飯綱町建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成17年飯綱町告示第53号）に定めるもののほか、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）対象工事に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査による評点の総合数値に関すること、又は対象工事の業種の格付に関すること。
 - （2）建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に関すること。
 - （3）対象工事と同種又は類似工事の施工実績に関すること。
 - （4）対象工事に配置予定の技術者の資格に関すること。
 - （5）営業所等の所在地に関すること。
 - （6）その他町長が必要と認める事項に関すること。
- 2 特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。
- 3 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものは事後審査型一般競争入札に参加できないものとする。
- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - （2）飯綱町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成24年4月1日内規）に基づく指名停止の措置を受けている者。（当該公告日から入札日までの間に指名停止措置に該当することとなった者を含む。）
 - （3）対象工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面等において密接な関連がある者
 - （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に該当する者
- 4 次の各号に掲げる者は、同一の事後審査型一般競争入札に参加することができない。
- （1）会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - （2）一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社管財人を現に兼ねている者（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第4条 共同企業体に発注する対象工事については、この要領のほか飯綱町建設工事共同企業体運用基準（平成17年10月1日内規）及び飯綱町建設工事共同請負実施要綱（平成17年飯綱町告示第55号）によるものとする。

（公告）

第5条 事後審査型一般競争入札を実施するときは、規則第103条各号に掲げる事項のほか、事後審査型一般競争入札に必要な事項を公告する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 設計図書等の閲覧、貸出又は配布の期間及び方法は、前条の公告の文書に記載する。

2 設計図書等に対する質問等は、文書によるものとし、回答書は閲覧に供する。

（入札参加申請）

第7条 事後審査型一般競争入札の参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）を持参又は郵送により公告した期日までに提出するものとする。

2 共同企業体においては、前項に規定する参加申請書のほか、飯綱町建設工事共同請負実施要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書を提出するものとする。

（入札執行の中止）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止するものとする。

- （1）入札参加者がいなかったとき。
- （2）公正かつ公平な入札が確保されないと判断したとき。
- （3）その他、入札を中止すべきと判断したとき。

（入札の方法）

第9条 入札は、入札の会場における執行とし、町が指定する入札書によるものとする。ただし、町長が必要があると認めたときは、公告の文書に記載することで郵送によるものも可とする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 町長は、必要があると認めたときは、参加者に工事費内訳書を提出させることができる。

(落札候補者の決定)

第11条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者(最低制限価格未満での入札者を除く。)を落札候補者とし、入札参加資格の審査を実施した後に落札決定する旨の宣言をし、落札を保留するものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が2者以上となる場合には、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(入札参加資格確認書類の提出)

第12条 前条に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札候補者を決定した日から2日以内(閉庁日を含まない。)に、公告に示した入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とするものとする。

(資格確認書類)

第13条 確認書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- (2) 工事施工実績調書(様式第3号)
- (3) 配置技術者調書(様式第4号)
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第14条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応じた次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで行うものとする。

2 落札者が決定したときは直ちに落札者に対し連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第15条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項の通知をした日の翌日から起算して3日以内に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、公布の日から施行する。

(飯綱町事後審査型一般競争入札実施要領の廃止)

2 飯綱町事後審査型一般競争入札実施要領(平成21年5月22日内規)を廃止する。

附 則(令和2年7月17日内規第1号)

この内規は、公布の日から施行する。
